

さしみシティプロモーション業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

さしみシティプロモーション業務委託

(2) 業務内容

さしみシティプロモーション業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

14,000,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

ア 本業務の受託者としての条件は、令和 6 年 3 月 31 日現在、過去 5 年以内において、同種業務の実績が 1 件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、国、地方自治体、企業・団体等（以下「国等」という。）のグルメや観光のプロモーション（10,000,000 円以上のもの）に関する業務とする。

イ 本業務に従事する業務責任者は、同種業務における実務経験を要するものとする。なお、同種業務の実務経験とは、国等のグルメや観光のプロモーションに関する業務の実務経験とする。

(7) 成果品

成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する成果品は、原則として日本産業規格 A 4 版（やむを得ない場合は A 3 版も可とする。）、文字サイズは全て 10 ポイント以上とし、紙媒体 1 部及び PDF データを提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	業務報告書	1 部	令和 7 年 3 月 31 日（月）
2	その他本業務において作成した資料等	1 部	

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

- (ア) 提案資格を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ク 成果物に関する著作権の取扱いについては、さしみシティプロモーション業務委託に係る仕様書8(5)のとおりとする。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5(3)の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和6年4月11日（木）
説明書その他資料配布期間	令和6年4月11日（木）から 令和6年5月23日（木）まで ※原則長崎市ホームページからダウンロードすること。 ダウンロードによる取得が難しい場合は、上記期間中の平日9時～17時に担当課窓口で書面により交付する。
説明書等に対する質問提出期間	令和6年4月11日（木）から 令和6年4月24日（水）17時まで
参加表明の手続き期限	令和6年4月22日（月）17時まで
提案書提出要請日	令和6年4月24日（水）
質問に対する回答期限	令和6年4月26日（金）17時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答する。
提案書提出期限	令和6年5月24日（金）17時まで
ヒアリング実施日	令和6年5月30日（木）※予備日5月31日（金）
決定・非決定通知日	令和6年6月3日（月）
見積書提出期限	令和6年6月17日（月）
契約締結予定日	令和6年6月24日（月）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	プロポーザル参加表明書	第1号様式	
2	担当者連絡先	様式ア	
3	業務等実績調書	様式ウ	
4	業務の受注実績がわかるもの	任意様式	業務等実績調書に記載する業務の受注実績が確認できる書類（契約書、仕様書の写し）を添付すること。 なお、業務の受注実績は評価基準に基づく採点事項であることに留意すること。

(2) 提出期限

令和6年4月22日（月）17時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14階
長崎市経済産業部商業振興課（電話：095-829-1150）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。
電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和6年4月24日（水）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式キ）に記載の上、電子メールにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和6年4月24日（水）17時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市経済産業部商業振興課

電話：095-829-1150

電子メールアドレス: shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問を取りまとめ、令和6年4月26日（金）17時までに質問回答書（様式ク）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	
3	配置予定者調書	様式工	①担当者ごとに作成すること。
4	参考見積書	様式オ	①1(5)の予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ②人件費、物件費、その他経費毎に明細を記載すること。 ③値引き、マイナス計上をしないこと。
5	業務等の実施手法	様式カ	次の内容を盛り込むこと。 ①実施にあたっての全体スケジュール ②実施手順（フロー）
6	企画書	任意様式	次の内容を盛り込むこと。必要に応じて根拠等を示すこと。 ①基本コンセプト 企画全体の考え方やコンセプトを記載すること。 ②実施体制 企画全体及び各業務の実施体制について記載すること。 ③さしみシティのキービジュアル設定とキャッチコピー「長崎は日本一さしみが美味しいまち。」のリニューアル ④さしみシティのロゴマーク利用の活性化に係る仕掛けの構築 ⑤観光客が具体的なイメージを持てる「長崎の魚」のグルメとして「刺身」と「すし」のPR ⑥Instagram アカウ ント「さしみシティ (nagasaki_sakana)」の運用 ⑦利便性に考慮した情報発信（GoogleMAP リストの活用、旬の魚・すし等のジャンルごとの飲食店紹介等） ⑧さしみシティ賛同店舗の自発的な取り組みを創出するための仕掛けの構築 ⑨さしみシティ賛同店舗への送客の仕掛けの構築 ⑩長崎の魚の継続的な消費、魅力の拡散の仕掛けの構築 ※③～⑩の詳細は「仕様書」の「5.業務項目」を参照 ⑪期待される効果と検証方法 ⑫類似実績 提案内容の実現を裏付ける類似実績がある場合は、その概要を記載すること。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。
ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するために用いることとする。

(2) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

番号	書類名	提出部数	備考
1	提出書類一式（上記(1)1～6）をセットにしたものを1部（会社名あり）	1部	
2	1の書類一式のPDFデータ なお、PDFデータは会社名入りのものと会社名が記載されていないものをそれぞれ収録すること	1部	会社名なしについては、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。 データの容量は全体で10MB程度とすること。

(5) 提出期限

令和6年5月24日（金）17時【必着】（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階
長崎市経済産業部商業振興課（電話：095-829-1150）
電子メールアドレス: shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。
また、データについては電子メールにより提出すること。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和6年5月30日（木）※予備日5月31日（金）
詳細については別途、ヒアリング予定表（様式ケ）にて通知する。

(2) 持ち時間

説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施する。持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。なお、詳細については別途、ヒアリング予定表（様式ケ）にて通知する。

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

ヒアリングは、原則ペーパーレスで行うものとする。

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、モニター及び HDMI ケーブルは本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書（第6号様式）により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書（第7号様式）により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和6年6月3日（月）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14階

長崎市経済産業部商業振興課

電話：095-829-1150、FAX：095-829-1151

電子メールアドレス: shogyo@city.nagasaki.lg.jp